

《「VBA 所得税医療費控除」システムのデータ入力と医療費の明細書について》

「VBA 所得税医療費控除」システムは、データ入力用のフォームと表示と印刷用のエクセルのシートにより構成されています。

■ 「VBA 所得税医療費控除」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

所得税 医療費控除		令和03年版 VER 5.30
令和03年分 確定申告用 (e-Tax対応版)		システム有効期限 令和04年12月
開始	システム設定	データ削除 ファイル保存と読込 パスワード解除
編集	データの編集	医療費明細書・医療を受けた人・病院・薬局の入力
表示	シートの表示	医療費明細書・医療を受けた人・病院・薬局の表示
印刷	シートの印刷	医療費明細書・医療を受けた人・病院・薬局の印刷
ヘルプ	システム説明	システムの使用方法と医療費控除の説明(PDF)
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報
終了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理 データ件数(最大500件)

○「開始」

編集データの削除、編集中データの CSV ファイルへの保存と読込、e-Tax データ作成などができます。

○「編集」

医療費の支払った金額、補てん金、医療を受けた人、病院と薬局などの名称、医療費の区分データを入力します。

○「表示」

医療費控除の明細書、医療費の明細表、医療費グラフ、月別集計表の表示用 Excel ワークシートに移動します。

○「印刷」

医療費控除の明細書、医療費の明細表、医療費グラフ、月別集計表の印刷用 Excel ワークシートを印刷します。全データを一括印刷では、印刷途中での中止はできません。

○「ヘルプ」

システムの使用方法や医療費控除についての簡単なヘルプの PDF ファイルを開きます。

○「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○「終了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時には必ずこのボタンを使用してください。

■ 「VBA 所得税医療費控除」システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2019/2016/2013 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 03 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 04 年 12 月 31 日までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用权

本システムの使用权は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用权は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのまま入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

Excel2010 2007 2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2003 での動作の保証はできませんし Excel2003 用ファイルは公開していません。

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2007 2010 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

■ 「VBA 所得税医療費控除」の開始メニュー

■ 「VBA 所得税医療費控除」の「開始」メニュー



○ 申告者データの登録

確定申告書を提出する人の住所、氏名と合計所得金額を入力します。

○ 医療費の明細削除 ○ 氏名・病院の削除

「医療費の明細削除」「氏名・病院の削除」ボタンから編集集中データを個別に削除できます。一度削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ 前年分データ読込

前年分の「VBA 所得税医療費控除」で作成した医療費を受けた人と病院や薬局のデータを読み込みます。

○ パスワードの解除

サンプル版の「VBA 所得税医療費控除」では、支払った医療費のデータは 30 件まで入力することができます。サンプル版のパスワードを解除すると支払った医療費のデータを最大 500 件まで入力できるようになります。

このシステムのパスワードは、Soft-j.com メールニュースの配信を登録しているユーザー様に送付しています。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ e-Tax データ・明細表

国税庁「確定申告コーナー」の医療費集計フォームの Excel ファイルへ明細金額のデータを移行します。

○ e-Tax データ・合計表

国税庁「確定申告コーナー」の医療費集計フォームの Excel ファイルへ合計金額のデータを移行します。

■ 「VBA 所得税医療費控除」の編集メニュー

■ 「VBA 所得税医療費控除」の「編集」メニュー

■ 医療費のデータ入力用フォーム

「VBA 所得税医療費控除」のメインメニューの「編集」から「医療費の新規入力」ボタンをクリックして医療費のデータを入力します。

● 医療費控除のデータの入力

医療費控除は「医療を受けた人」「病院と薬局などの名称」「医療費の区分」「支払年月日」「支払った医療費」「保険などの補てん金」のデータを入力します。

「氏名・病院の登録」ボタンをクリックすると、「医療を受けた人」「病院と薬局などの名称」「医療費の区分」を登録することができます。

「病院・薬局の所在地・名称」のデータを連続して入力する場合は、「前データコピー」ボタンをクリックします。1件分の医療費のデータを入力したら、「次へ」ボタンで次の医療費のデータを入力します。すべての医療費のデータを入力が完了したら、「終了」ボタンでユーザーフォームを閉じます。

■ 医療を受けた人・病院と薬局などの名称データの登録用フォーム

医療を受けた人の氏名と続柄 | 病院・薬局などの名称等の名称

氏名	続柄
氏名1 伊藤 一雄	
氏名2 伊藤 みどり	
氏名3 伊藤 義男	
氏名4	
氏名5	

医療費のデータ入力後に「医療費を受けた人」「病院・薬局などの名称」を
変更したい場合は、再入力が必要です。

保存 終了

○ 医療を受けた人の氏名の登録

医療を受けた人の氏名は、5名まで登録できます。

医療を受けた人の氏名と続柄 | 病院・薬局などの名称等の名称

病院・薬局などの名称	診療・治療	医薬品購入	介護保険サービス	その他の医療費
病院薬局1 市民病院	該当する			
病院薬局2 内科	該当する	該当する		
病院薬局3 外科	該当する			
病院薬局4 整形外科	該当する	該当する		
病院薬局5 皮膚科	該当する			
病院薬局6 耳鼻科	該当する	該当する		
病院薬局7 歯科	該当する			
病院薬局8 A薬局		該当する		
病院薬局9 B薬局		該当する		
病院薬局10 バス				該当する

医療費のデータ入力後に「医療費を受けた人」「病院・薬局などの名称」を
変更したい場合は、再入力が必要です。

保存 終了

○ 病院と薬局などの名称と医療費の区分の登録

病院と薬局などの名称は、10件まで登録できます。

医療費の区分は「診察・治療」「医薬品購入」「介護保険サービス」「その他の医療費」から選択します。

交通費は名称に「バス」「JR」などを入力して「その他の医療費」で「該当する」を選択します。

■ 確定申告書を提出する人の住所、氏名と合計所得金額の入力用フォーム

申告者データの登録 | 所得税の確定申告書データ | 医療費通知の医療費の金額

申告年度 令和02年分 申告年度は「令和02年」になります。

郵便番号

住所 東京都

氏名 伊藤 一雄

電話番号

提出税務署

申告する年分合計所得金額 令和02年分 4,520,000

合計所得金額が入力されていない場合は、医療費から差し引く金額は10万円です。合計所得金額が200万円以下の場合には必ず入力してください。

OK キャンセル

○ 所得税の確定申告書データの登録

確定申告書を提出する人の住所、氏名と合計所得金額を入力します。

合計所得金額が200万円以下の場合には、医療費から控除する金額は合計所得金額の5%で計算します。

合計所得金額が入力されていない場合には、医療費から控除する金額は10万円です。

申告者データの登録

所得税の確定申告者データ | 医療費通知の医療費の金額

医療費通知に記載された医療費の額 240,000

医療費通知のうち実際に支払った医療費の額 180,000 医療費通知のうち申告する年度に対応する金額を入力します。

医療費通知のうち生命保険や社会保険で補填される金額 3,000

医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」をいいます。

医療費通知で入力した医療費の金額は、医療費控除の明細書の金額に重複して入力できません。

○ K キャンセル

○ 医療費通知の医療費データの登録

医療費通知の医療費の金額と社会保険や生命保険で補填された金額のデータを入力できます。

健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」からその年度の医療費の金額データを入力します。

■ 「医療費の明細編集」からのデータの修正

「編集」メニューの「医療費の明細編集」ボタンをクリックして医療費のデータを訂正します。医療費の明細を訂正する行にカーソルを移動してから「データ編集」ボタンをクリックすると医療費明細の入力用フォームが開きます。

医療費の明細表

入力したデータを表示します。データの修正は該当する行をクリックします。

令和02年分		
入力番号	医療を受けた人	病院・薬局など
1	伊藤 一雄	市民病院
2	伊藤 みどり	皮膚科
3	伊藤 一雄	市民病院
4	伊藤 一雄	内科
5	伊藤 一雄	B 薬局
6	伊藤 一雄	A 薬局
7	伊藤 義男	歯科
8	伊藤 みどり	整形外科
9	伊藤 一雄	外科
10	伊藤 義男	皮膚科
11	伊藤 義男	整形外科
12	伊藤 一雄	B 薬局
13	伊藤 一雄	A 薬局
14	伊藤 一雄	A 薬局
15	伊藤 一雄	A 薬局
16	伊藤 一雄	歯科
17	伊藤 一雄	外科

医療費の明細データ | 医療費控除の説明

医療を受けた人 病院・薬局などの支払先の名称

伊藤 みどり 整形外科

診療・治療
 介護保険サービス
 医薬品購入
 その他の医療費

支払年月日 支払った医療費 保険などの補てん金

令和2年3月18日 6,300 0

支払年月日は申告する年の1月1日から12月31日まで

合計金額 266,260 80,000

支払った医療費より補てん金の方が多い場合には、支払った医療費と同じ金額を入力します。

前データコピー 直前に入力したデータをコピーします。

氏名・病院の登録 医療を受けた人、病院と薬局などの名称、医療費の区分を一括登録します。

前後のデータに入力順に移動します。

8 50 最初 前へ 次へ 最後 編集保存 データ削除 終了

■ 「VBA 所得税医療費控除」の表示と印刷メニュー

■ 「VBA 所得税医療費控除」の「表示」と「印刷」メニュー



「表示」メニューから、税務署に提出する「医療費控除の明細書」「医療費の明細書」「医療費のグラフ：「医療費の集計表」の表示用 Excel ワークシートを表示します。



「印刷」メニューから、税務署に提出する「医療費控除の明細書」「医療費の明細書」「医療費のグラフ：「医療費の集計表」の Excel ワークシートを印刷します。

○ 税務署に提出する「医療費の明細書」の表示と印刷用ワークシート

「医療費の明細書」は「医療を受けた人の氏名」の順番で「病院・薬局などの支払先の名称」ごとに集計されます。

令和02年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 東京都

氏名 伊藤 一雄

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
 ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
240,000	ア 180,000	イ 3,000

2 医療費(上記1以外)の明細

※取書1枚)ごとではなく、
 「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5) (1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
伊藤 一雄	市民病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	134,400	80,000
伊藤 一雄	内科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	10,820	
伊藤 一雄	外科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	13,700	
伊藤 一雄	歯科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	20,000	
伊藤 一雄	A薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	16,050	
伊藤 一雄	B薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,980	
伊藤 一雄	バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,660	
伊藤 みどり	整形外科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	6,300	
伊藤 みどり	皮膚科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	6,300	
伊藤 義男	整形外科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	6,650	
伊藤 義男	皮膚科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	18,400	
伊藤 義男	耳鼻科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,000	
伊藤 義男	歯科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	25,000	
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			ウ 266,260	エ 80,000

医療費の合計	A(ア+ウ) 446,260	B(イ+エ) 83,000
--------	----------------	---------------

3 控除額の計算

支払った医療費	446,260 円
保険金などで補てんされる金額	83,000
差引金額 (A-B)	363,260
所得金額の合計額	4,520,000
D×0.05	226,000
Eと100,000円のいずれか少ない方の金額	100,000
医療費控除額 (E-F)	263,260

A	←	
B	←	
C	←	申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
D	←	(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特枠控除後の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記します。
E	←	
F	←	
G	←	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

○ 「医療を受けた人の月別集計表」の表示と印刷用ワークシート

医療を受けた人の月別集計表

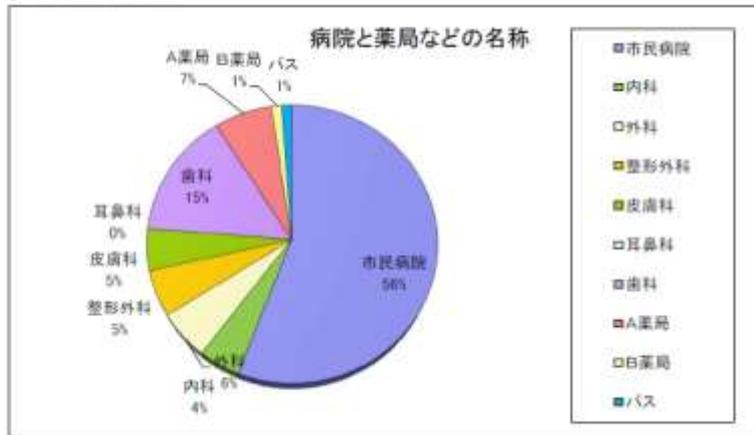
年月	令和02年分												年間合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
伊藤 一雄	1,120	129,500	2,500	8,500	7,000	10,000	25,200				6,300	10,400	290,610
伊藤 みどり	6,200		6,300										12,600
伊藤 義男	5,400	8,000	5,400	2,120				4,520	9,600	5,000	13,000		53,650
支出合計	12,820	137,500	14,200	10,620	7,000	10,000	25,200	4,520	9,600	5,000	19,300	10,400	266,260

○ 「病院と薬局などのグラフ」の表示と印刷用ワークシート

病院と薬局などのグラフ

伊藤 一雄

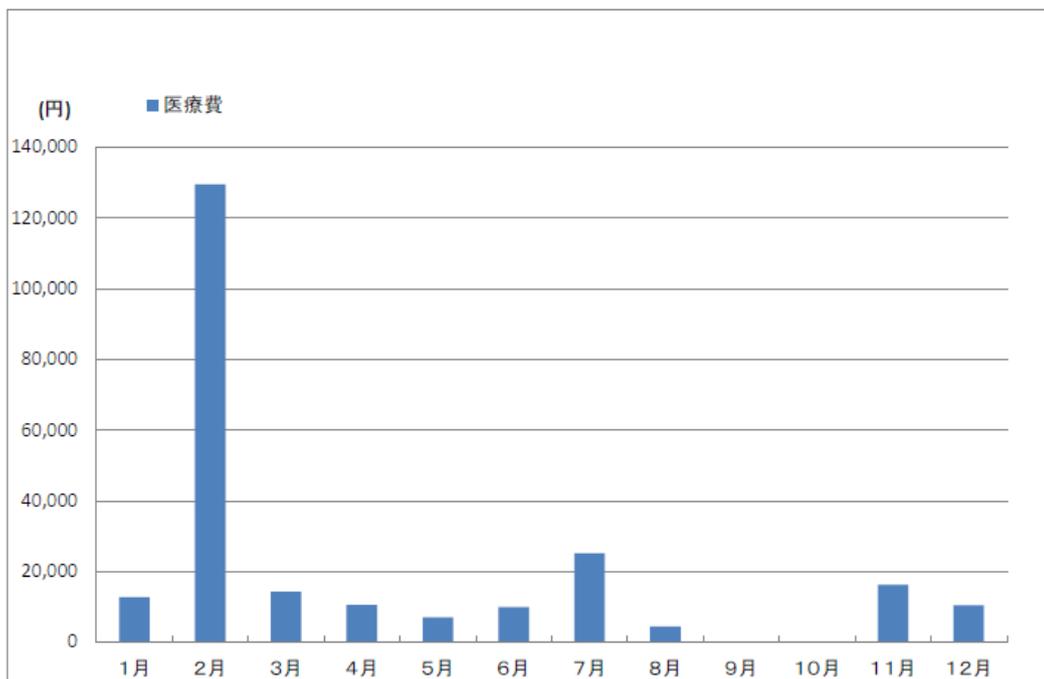
氏名	医療費
市民病院	131,400
内科	10,820
外科	13,700
整形外科	12,960
皮膚科	11,700
耳鼻科	
歯科	35,400
A薬局	16,650
B薬局	2,080
バス	2,660
合計	240,680



○ 「支払った医療費の月別推移グラフ」の表示と印刷用ワークシート

支払った医療費の月別推移グラフ

伊藤 一雄



■ 国税庁の確定申告コーナーの e-Tax 用データの作成について

国税庁ホームページの確定申告コーナーでは、Excel で作成した医療費のデータを取り込んで確定申告書を作成し e-Tax で送信することができるようになりました。
ここでは「VBA 所得税医療費控除」のデータを、国税庁のサイトからダウンロードできる iryouhi_form_v3.xlsx ファイルに移行する手順について説明します。

国税庁ホームページの確定申告コーナーの説明は令和元年分のもので、
令和 02 年分からは確定申告コーナーの入力手順が変更されていることがありますのでご注意ください。

■ 「医療費集計フォーム」のダウンロード

国税庁の「確定申告コーナー」のトップ画面の「医療費集計フォーム」ボタンから Excel の iryouhi_form_v3.xlsx ファイルを「VBA 所得税医療費控除」のファイルあるフォルダにダウンロードできます。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成コーナートップ

お知らせ

- 2019/01/04 平成30年分の確定申告書等作成コーナーを公開しました
- 2019/01/04 追加機能のお知らせ
- 2019/01/04 作成途中で操作方法などが分からない場合の解決方法

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

作成開始 >

保存データを利用して作成 >

集計ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxの受付結果の確認や送信したデータのダウンロードができます。ご利用にはマイナンバーカードとICカードリーダーが必要で、（納税手続きなどの一部機能を除きま

「医療費集計フォーム」画面で「医療費集計フォームダウンロード」ボタンをクリックすると、Excel の iryouhi_form_v3.xlsx ファイルのダウンロードが開始されます。

確定申告書作成コーナー

医療費控除の入力

医療費集計フォーム

医療費集計フォームのダウンロード

「医療費集計フォーム」とは、その年中において支払った医療費の内容を表計算ソフト等で入力するためのフォーマットです。

入力し保存した「医療費集計フォーム」は、所得税の確定申告書作成コーナーの医療費控除の入力画面でデータ読込の操作を行うことで、入力された内容を反映することができます。

医療費集計フォームに関するQ&Aはこちら

「医療費集計フォーム」をご利用になる場合は、以下の「医療費集計フォームダウンロード」ボタンをクリックし、ダウンロードを行ってください。

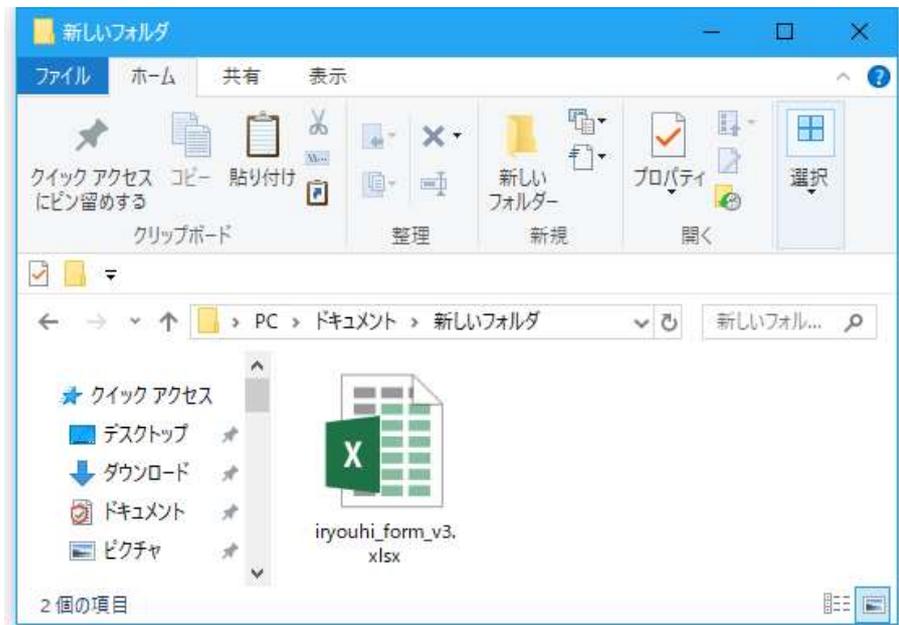
※ 医療費控除の入力に当たっては、医療費集計フォームを使用した入力方法のほか、入力項目に直接入力する方法も選択することができます。

「医療費集計フォーム」の様式を変更しました。
昨年ダウンロードされた平成29年分の様式 (Ver.3.0) も引き続きご利用になれます。
医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) を利用する場合は、「医療費集計フォーム」はご利用いただけません。
また、セルフメディケーション税制の適用を受ける方は「医療費集計フォーム」をご利用いただけません。

医療費集計フォームダウンロード (平成29年分以降適用)

■ 「e-Tax データ作成」 ボタンの実行

「VBA 所得税医療費控除」 syoto_iryohi01.xlsx ファイルと「医療費集計フォーム」の iryouhi_form_v3.xlsx ファイルを下記のように同じフォルダに置いてください。



「VBA 所得税医療費控除」にデータを入力後に、国税庁のサイトからダウンロードできる iryouhi_form_v3.xlsx ファイルに移行するには、メインメニューの「開始」から「e-Tax データ作成」ボタンをクリックします。



■ 「確定申告コーナー」での医療費データの読込

● 国税庁の確定申告コーナーでは、医療費控除の「入力方法の選択」から「医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する」にチェックを付けます。

● 「医療費集計フォームの読込」から「参照」ボタンで iryouhi_form_v3.xlsx ファイルのあるフォルダを指定してから医療費データの読込を実行します。

確定申告書作成コーナー

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択 (医療費控除)

入力方法の選択

- 入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら
- 医療費の領収書から入力して、明細書を作成する
- 医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する **チェック**
- 医療費の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください)
- 医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) や領収書から入力して、明細書を作成する

医療費集計フォームの読み込み

支払った医療費の内容を入力した「医療費集計フォーム」を読み込みます。
「参照」ボタンをクリックし、入力した「医療費集計フォーム」を選択し、「選択したファイルを読み込む」ボタンをクリックしてください。

- 「医療費集計フォーム」のダウンロード及び詳細についてはこちら

(注) 医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) を併用した入力をご利用いただけません。

参照... **クリック**

● 「医療費集計フォームの読込結果」で「支払った医療費」と「補てん金」の合計額が間違いないかの確認をします。

確定申告書作成コーナー

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

医療費集計フォーム読込結果

医療費集計フォームの読込結果は、以下のとおりです。

読込件数	9件
正常件数	9件
エラー件数	-
支払った医療費の合計額	191,730円
補てん金の合計額	0円

- 「医療費の入力」で医療費集計フォーム以外の医療費を入力できます。

書類提出 確定申告書作成コーナー ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > **入力** > 計算結果確認

医療費の入力

「入力する」ボタンをクリックして、支払った医療費について入力してください。【最大995件】

[入力例はこちら](#)

入力内容の一覧

	医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	支払った医療費の額	補てんされる金額	操作
1	伊藤 一雄	市民病院	124,000円	0円	訂正 削除
		診療・治療、医薬品購入			
2	伊藤 一雄	内科	13,020円	0円	訂正 削除
		診療・治療			

- 「計算結果の確認（医療費控除）」で医療費控除額を確認します。

書類提出 確定申告書作成コーナー ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > **計算結果確認**

計算結果の確認（医療費控除）

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

項目	金額
A 支払った医療費	191,730円
B 保険金などで補てんされる金額	0円
C 差引金額（A－B）	191,730円
D 所得金額の合計額	3,076,000円
E D×0.05	153,800円
F Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000円
G 医療費控除額（C－F）（注）	91,730円

《ご注意》

医療費計算フォームの iryouhi_form_v3.xlsx ファイルは、令和 02 年 10 月の令和元年分の確定申告で国税庁ホームページよりダウンロードできるファイルで動作確認しています。

- 「所得税の確定申告書作成コーナー」で医療費控除に控除額が転記されます。

提出方法の選択等 >> 収入・所得金額の入力 >> **所得控除の入力** >> 税額控除等

所得控除の入力

- ・ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が**確定申告**確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含め
- ・ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入

所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)	
雑損控除 	<input type="button" value="入力する"/>			
医療費控除 	<input type="button" value="訂正・内容確認"/>		91,730	
社会保険料控除 	<input type="button" value="訂正・内容確認"/>		962,100	
小規模企業共済等掛金控除 	<input type="button" value="入力する"/>			
生命保険料控除 	<input type="button" value="入力する"/>			
地震保険料控除 	<input type="button" value="入力する"/>			
寄附金控除 	<input type="button" value="入力する"/>			

■ 確定申告と「医療費控除」について

医療費控除は、申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族の病気やけがなどにより、支払った医療費がある場合の控除です。

医療費控除額＝その年中に支払った医療費－保険金などで補てんされる金額－10万円または所得金額の5%（どちらか少ない額）

※ 合計所得が200万円未満の場合、10万円の定額ではなく所得の5%を控除して計算します。

対象となる医療費は自己と生計を一つにしている親族の医療費で、その年の1月1日から12月31日までに支払った合計額がもとになります。

医療費控除はその年に支払った医療費の額が対象となります。支払金額が対象となりますので未払いのものは入力しないで下さい。

■ 医療費控除の対象となる医療費

次のもののうち、その症状や指定介護老人福祉施設におけるサービスの提供の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- ① 医師や歯科医師などによる診療や治療
- ② 治療、療養のための医薬品の購入
- ③ 病院や診療所、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、助産所に収容されるための人的役務の提供
- ④ 治療のためのあんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師のどによる施術費
- ⑤ 保健婦や看護婦、准看護婦、特に依頼した人に支払った療養（在宅療養を含みます。）上の世話の費用
- ⑥ 助産婦による分べんの介助

医薬品の購入については、かぜ薬などの薬事法に規定された医薬品は対象になります。

しかし、漢方薬やビタミン剤の購入費用などで疾病の予防や健康増進のものは対象にはなりません。

眼鏡代は一般的な近視や遠視の矯正のためのものは対象にはなりません、医師の治療を受けるために直接必要なものは医療費控除の対象となります。

控除をうけるためには、医師による治療を証明するための、疾病名と治療を必要とする症状を記載した「処方箋」が必要になります。

■ 介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価のうち、医療費控除の対象になるのは次のとおりです。

- ① 指定介護老人福祉施設サービスの対価（介護費及び食費）として支払った金額の2分の1相当額
- ② 一定の居宅サービスの自己負担額

次のような費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの

- ① 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの
公共交通機関の交通費（バス、電車代）が対象になります。
- ② 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- ③ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診察費用や①、②の費用に当たるもの
- ④ 6カ月以上寝たきりの人でおむつの使用が必要であると医師が認めた人の成人用のおむつ代
医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。

「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収証は確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受ける一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

■ 医療費控除のまとめ

医療費控除の対象になる医療費は、次のもののうち、その症状や指定介護老人福祉施設におけるサービスの提供の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です。

医療費控除の対象になるもの	医療費控除の対象にならないもの
医師又は歯科医師による診療または治療の対価	健康診断と美容整形の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。
治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価（風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金などです。）	ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品や健康食品の購入代金は医療費になりません。
病院、診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価	疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。
保健師、看護師、准看護師または特に依頼した人による療養上の世話（在宅療養を含みます。）の対価 この中には、家政婦さんに病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話に対する対価も含まれます。	所定の料金以外の心付けなどは除かれます。また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費になりません。
助産師による分べんの介助の対価	
介護保険制度で提供される一定の施設と居宅サービスの自己負担額 ※	

次のような費用で、医師等による診療、治療、施術又は分べんの介助を受けるために直接必要なもの	
医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの公共交通機関の交通費（バス、電車代）が対象になります。	自家用車で通院する場合のガソリン代と駐車場の料金等や分べんのため実家へ帰るための交通費は含まれません。
医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用	治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器等の購入費は含まれません。
傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代（この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。）	
骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんに係る患者負担金	
日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあっせんに係る患者負担金	
高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定保健指導（一定の積極的支援によるものに限ります。）のうち一定の基準に該当する者が支払う自己負担金	

※ 介護保険制度の下で提供される一定のサービス対価のうち、医療費控除の対象になるもの

- (1)指定介護老人福祉施設サービスの対価（介護費及び食費）として支払った金額の2分の1相当額
- (2)一定の居宅サービスの自己負担額

○ 医療費控除の対象とならないもの

- ① 医師等に対する謝礼
- ② 容姿を美化し、容ぼうを変える目的で支払った美容手術のための費用
- ③ 健康増進や疾病予防などのための医薬品や健康食品の購入費
- ④ 人間ドックなどの健康診断のための費用（ただし健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合はこの健康診断の費用は医療費に含まれます。）
- ⑤ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ⑥ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器等の購入費
- ⑦ 通院のための自家用車のガソリン代や駐車料金、分べんのため実家へ帰るための交通費

通院のためのタクシーの利用料金については、そのすべてが医療費控除の対象となるわけではありません。その症状からみて急を要する場合や、電車、バス等が利用できない場合には対象となります。

付添人の交通費については、患者の年齢や症状からみて一人で通院させることが困難な場合には医療費控除の対象となります。

○ 保険金などで補てんされる金額

- ① 社会保健や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき医療費の支払いの事由を給付原因として支給を受ける給付金
健康保険法の規定により支給を受ける療養費、出産育児一時金、配偶者出産育児一時金、家族療養費、高額療養費など
- ② 損害保険契約や生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険金や医療保険金、入院費給付金など
- ③ 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金
- ④ 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払いを受ける給付金

保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

医療費の5万円に対して保険金を10万円受け取った場合は、医療費から引ききれない5万円は他の医療費から差し引いてはいけません。

保険金などで補てんされる金額が確定していない場合は、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。

後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告または更正の請求の手続きにより訂正します。

支払った医療費より保険金などで補てんされる金額の方が多い場合には、支払った医療費と同じ金額を入力します。

■ 「医療費控除の明細書」の確定申告書への添付について

○ 「医療費控除の明細書」の確定申告書への添付について

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は不要になっています。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求められます場合がありますので、領収書はご自宅等で保管することになります。

※ 令和元年分（平成31年分）の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。